

市税の減免制度があります

軽自動車税または固定資産税の減免申請時には、納税義務者のマイナンバー(個人番号)を確認します。必ず個人番号カードまたは通知カードと運転免許証などの顔写真付きの身分証明書を持参してください。代理人申請の方法など詳細は問い合わせください。

軽自動車税の減免制度

申 問 税務課税政グループ 今井、大野 内線2287

対 次のいずれかに該当する軽自動車など

- 生活保護を受けている方が所有するもの
- 公益のために使用するもの
- 障がい者が所有し、本人または同一生計の方が障がい者のために運転するもの(18歳未満の障がい者の場合は、同一生計の方が所有するものも含む)
- 障がい者が所有し、常時介護者が障がい者のために運転するもの(介護者確認書類が必要)
- 構造上、障がい者が利用するためのものと認められるもの

申請方法 5月24日(木)までに減免申請書と減免理由を証明する書類を窓口へ

※減免対象となる等級など、詳細は問い合わせください

※原付、軽自動車および二輪の小型自動車などを除く自動車税の減免については岐阜県東濃県税事務所(TEL 23-1111)へ問い合わせください

固定資産税の減免制度

申 問 税務課資産税グループ 加藤(千)、小木曾 内線2270

対 次のいずれかに該当する固定資産

- 生活保護を受けている方が所有する固定資産
- 公益のため直接専用する固定資産(有料で使用するものを除く)
- 障がい者、未成年者、寡婦、寡夫、または65歳以上の方で構成する世帯で、該当世帯全員の前年の所得がそれぞれ38万円(基礎控除額)以下で、税法上の扶養に入っていない方が所有する家屋(家屋所在地に住民登録があり、申請時に住んでいること)
- 平成30年1月1日以降の災害などにより、著しく価値を減じる損害を受けた固定資産(被害の程度による)

減免対象額 申請日以降の納期にかかる納付額

申請方法 3月23日(金)までに減免申請書と減免理由を証明する書類を窓口へ

課税の基礎となる帳簿の縦覧と台帳の閲覧、交付ができます

場 問 税務課

- ①資産税グループ 小木曾 内線2271
- ②税政グループ 内山 内線2287

①土地価格等縦覧帳簿と家屋価格縦覧帳簿の縦覧

自己の土地や家屋の評価額を他の土地や家屋の評価額と比較できます。

時 4月2日(月)～5月1日(火)

※土、日、祝日を除く

対 市内の土地または家屋の固定資産税の納税者
※土地の納税者は土地価格等縦覧帳簿、家屋の納税者は家屋価格等縦覧帳簿を縦覧可

※手数料無料

※写しの交付不可

②固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧と交付

自己の固定資産税と都市計画税の課税の基礎となる価格などを閲覧、交付できます。

時 4月2日(月)～5月1日(火) ※土、日、祝日を除く

対 所有者、借地人や借家人(対価が支払われている場合に限る。自己の借りている土地、家屋のみ閲覧可)

※閲覧無料

※写しの交付(平成30年度分で原本証明しないもの)も無料

持ち物

- ・本人…本人確認できる身分証明書原本、平成30年度納税通知書(発送日以降のみ)
 - ・借地人、借家人…本人確認できる身分証明書原本、権利関係と対価の支払いを確認できる書類
 - ・代理人…委任状、代理人の本人確認できる身分証明書原本
- ※借地人、借家人の代理には、権利関係と対価の支払いを確認できる書類も必要